

平成 28・29 年度保険料率

	平成 26・27 年度	平成 28・29 年度	増 減
均等割額	56,584 円	56,085 円	499 円減
所得割率	11.47%	11.17%	0.30 ポイント減
賦課限度額	57 万円	57 万円	増減なし

【保険料額（年額）の算出方法】

均等割額 + 所得割額（総所得金額等 - 33 万円 × 所得割率）

【保険料の軽減措置】

- 世帯の所得額等に応じて、均等割額が 2～9 割軽減されます
- 所得の低い方は、所得割額が軽減されます
- 後期高齢者医療制度に加入する前日まで社会保険の被扶養者だった方は、均等割額が 9 割軽減されます

お知らせ



後期高齢者医療制度 保険料率  
平成 28・29 年度保険料率

後期高齢者医療制度 保険料率

図 保険環境課 医療介護保険係 ☎65・1097  
後期高齢者医療お問い合わせセンター  
☎092651・3111

2 年ごとに改定される後期高齢者医療制度平成 28・29 年度保険料率が決まりました。  
なお、保険料額の決定通知や軽減措置などの詳細は、7 月に各世帯に送付予定です。

お知らせ



桂川町学童保育所  
夏休み限定入所児童募集

桂川町学童保育所

図 桂川町社会福祉協議会 ☎65・2271

学童保育所は、保護者が就業や疾病等などのために保育を必要とする家庭の児童に対し、安全の確保や健全育成を図るための施設です。今年度より、夏休みのみの受け入れを行います。  
【保育日時】7 月 21 日～8 月 31 日の月～土曜日 8 時～18 時 30 分

【場所・定員】

○桂川学童保育所（若干名）

○桂川東学童保育所（若干名）

【対象】町内小学校に在籍する小学 1～6 年生

【費用】

○利用料：8,250 円

（2 人目以降 6,000 円）

○保険料一部負担：800 円/人

○保護者会費：1,500 円/人

【申込期間】6 月 1 日（水）～24 日（金）

【申込用紙】各学童保育所、社会福祉協議会、住民課、子育て支援課、住民センターで、5 月 16 日（月）から配布

【申込先・申込時間】

○桂川町社会福祉協議会：土・日・祝日を除く 8 時 30 分～17 時 15 分

○各学童保育所：日・祝日を除く 14 時～18 時 30 分。土曜日は 8 時～18 時 30 分

お知らせ



5 月 12 日は  
民生委員・児童委員の日

民生委員・児童委員の日

図 健康福祉課 福祉係 ☎65・0001

民生委員・児童委員は、住民の皆さんの最も身近な相談相手です。民生委員・児童委員について理解を深めていただき、信頼関係を築いていくために、5 月 12 日～18 日は民生委員・児童委員の日を中心とする活動強化週間になります。

この機会にぜひ民生委員・児童委員について関心を持っていただき、活動へのご理解とご協力をお願いします。

お知らせ



違反屋外広告物  
ガードレール・街路樹の  
広告物掲示は違反です

図 企画財政課 企画広報係 ☎65・1085

桂川町では、町内の違反屋外広告物を定期的に除却しています。違反屋外広告物の掲出者は自主的に撤去してください。

【違反となる広告物】はり紙、はり札、立看板、広告旗のうち、次のものに取り付けられているもの

- 電柱
- 街路樹
- 信号機
- 街路灯
- ガードレール
- カーブミラー
- 橋など